

其ノ販売ノ事実ヲ証スル書類ヲ當該物品ノ購入者ニ交付スベシ
第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ販売セムトスル當該物品ニ付第四條ノ規定ニ依リ徵收セラレタル又ハ徵收セラルベキ物品税額ヲ表示スベシ

前二項ノ規定ハ第一種ノ物品ニシテ製造場ヨリ移出スル時ニ於ケル其ノ物品ノ価格一個又ハ一組ニ付一万円ニ満タザルモノニ付テハ之ヲ適用セザルモノトシ第一種ノ物品ニシテ其ノ性質、形状等ニ依リ一個又ハ一組ヲ以テ取引ノ単位ト為シ難キモノ及第二種ノ物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ適用セズ

附 則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 改正後の物品税法第十六條ノ四の規定は、この法律施行前第一種又は第二種の物品の製造者又は販売者の販売した第一種又は第二種の物品及びこの法律施行の際第一種又は第二種の物品の製造場以外の場所において販売者が所持する第一種又は第二種の物品については適用しない。

保険業法の一部を改正する法律案

一号の一部を次のように改訂する。

第十二條ノ二第二項中「私的独占ノ禁止及公正取引ノ確保ノ関スル法律」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、第一

章中同條の次に次の五條を加える。

第十二條ノ三 私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律及事

業者團体法ノ規定ハ左ノ各号ニ掲

グル行為ニ付テハ之ヲ適用セズ但

シ不公正ナル競争方法ヲ用フルト

キ、相互ニ事業活動ヲ不当ニ拘束

スルコトニヨリ一定ノ取引分野ニ

於ケル競争ヲ實質的ニ制限スルコ

トトナルトキ又ハ一定ノ取引分野

ニ於ケル競争ヲ實質的ニ制限スル

コトニヨリ保險契約者ハ被保險者ノ利益ヲ不当ニ害スルコトナ

ルトキハ此ノ限り在ラズ

一 海上保險事業（船舶又ハ海上

運送（之ニ附隨スル船積前又ハ

陸揚後一定期間内ニ於ケル陸上

運送ヲ含ム）中ノ貨物ヲ保險ノ

目的トスル損害保險事業ヲ保

当該陸上運送中ノ貨物ノミヲ保

險ノ目的トスル損害保險事業ヲ

除ク以下同ジ）ニ属スル取引ニ

付損害保險会社ガ他ノ損害保險

会社（外國保險事業者に関する

法律第二條第一項ニ規定スル外

國損害保險事業者ヲ含ム）ト行

フ協定、契約其ノ他ノ共同行為

（船舶ヲ保険ノ目的トスル損害

保險事業ニ在リテハ保險料率ニ

係ルモノヲ除ク）

二 海上保險事業以外ノ損害保險

事業ニ屬スル保險又ハ再保險ニ

シテ損害保險会社ガ他ノ損害保

險会社（外國保險事業者に関する

法律第二條第一項ニ規定スル

外國損害保險事業者ヲ含ム）ト

ル行為ニ関シ損害保險会社ガ他

ノ損害保險会社（外國保險事業

得

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ

主務大臣ハ前項ノ命令ヲ制定セシ

第十二條ノ七 第十二條ノ四第五項

トスルトキハ予メ公正取引委員会

協議スルモノトス

第三項ニ於テ當該聽聞ノ請求ニ付理

由アリト認ムルトキハ當該聽聞ノ

請求ニ係ル共同行為ノ全部又ハ一

部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ

取引委員会ノ認定ヲ拘束シ又ハ當

第三項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

但シ第十二條第三項中第一項ノ規

定ニヨル処分トアルハ之ヲ第十二

條ノ四第三項ノ聽聞トシ當該保險

会社トアルハ之ヲ當該利害關係人

及当該聽聞ノ請求ニ係ル共同行為

ヲ為シタル損害保險会社トシ第十一

條第四項中當該保險會社又ハ其

代理人トアルハ之ヲ當該利害關係人

若ハ當該聽聞ノ請求ニ係ル共

同行為ヲ為シタル損害保險會社又

ハ此等ノ者ノ代理人トス

第十二條ノ五 主務大臣第十二條ノ

各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規

定ニ該當シ自己ノ利益ヲ不当ニ害

スルモノト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣

ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為

スコトヲ得

前項ノ書面ニハ参考トナルベキ

資料ヲ添附スベシ

主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタ

ルモト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣

ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為

スコトヲ得

前項ノ書面ニハ参考トナルベキ

資料ヲ添附スベシ

主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタ

ルモト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣

ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為

スコトヲ得

前項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ六 損害保險會社ハ第十

二條ノ三各号ノ共同行為ニシテ命

令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ主務

大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス届出タ

ル共同行為ヲ变更シタル場合亦同

シ

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ

主務大臣ハ前項ノ命令ヲ制定セシ

第十二條ノ七 第十二條ノ四第五項

トスルトキハ予メ公正取引委員会

協議スルモノトス

第三項ニ於テ當該聽聞ノ請求ニ付理

由アリト認ムルトキハ當該聽聞ノ

請求ニ係ル共同行為ノ全部又ハ一

部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ

取引委員会ノ認定ヲ拘束シ又ハ當

第三項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

但シ第十二條第三項中第一項ノ規

定ニヨル処分トアルハ之ヲ第十二

條ノ四第三項ノ聽聞トシ當該保險

会社トアルハ之ヲ當該利害關係人

及当該聽聞ノ請求ニ係ル共同行為

ヲ為シタル損害保險會社又

ハ此等ノ者ノ代理人トス

第十二條ノ五 主務大臣第十二條ノ

各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規

定ニ該當シ自己ノ利益ヲ不当ニ害

スルモノト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣

ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為

スコトヲ得

前項ノ書面ニハ参考トナルベキ

資料ヲ添附スベシ

主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタ

ルモト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣

ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為

スコトヲ得

前項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ六 損害保險會社ハ第十

二條ノ三各号ノ共同行為ニシテ命

令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ主務

大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス届出タ

ル共同行為ヲ变更シタル場合亦同

シ

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ

主務大臣ハ前項ノ命令ヲ制定セシ

第十二條ノ七 第十二條ノ四第五項

トスルトキハ予メ公正取引委員会

協議スルモノトス

第三項ニ於テ當該聽聞ノ請求ニ付理

由アリト認ムルトキハ當該聽聞ノ

請求ニ係ル共同行為ノ全部又ハ一

部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ

取引委員会ノ認定ヲ拘束シ又ハ當

第三項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

但シ第十二條第三項中第一項ノ規

定ニヨル処分トアルハ之ヲ第十二

條ノ四第三項ノ聽聞トシ當該保險

会社トアルハ之ヲ當該利害關係人

及当該聽聞ノ請求ニ係ル共同行為

ヲ為シタル損害保險會社又

ハ此等ノ者ノ代理人トス

第十二條ノ五 主務大臣第十二條ノ

各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規

定ニ該當シ自己ノ利益ヲ不当ニ害

スルモノト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣

ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為

スコトヲ得

前項ノ書面ニハ参考トナルベキ

資料ヲ添附スベシ

主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタ

ルモト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣

ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為

スコトヲ得

前項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ六 損害保險會社ハ第十

二條ノ三各号ノ共同行為ニシテ命

令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ主務

大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス届出タ

ル共同行為ヲ变更シタル場合亦同

シ

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ

主務大臣ハ前項ノ命令ヲ制定セシ

第十二條ノ七 第十二條ノ四第五項

トスルトキハ予メ公正取引委員会

協議スルモノトス

第三項ニ於テ當該聽聞ノ請求ニ付理

由アリト認ムルトキハ當該聽聞ノ

請求ニ係ル共同行為ノ全部又ハ一

部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ

取引委員会ノ認定ヲ拘束シ又ハ當

第三項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

但シ第十二條第三項中第一項ノ規

定ニヨル処分トアルハ之ヲ第十二

條ノ四第三項ノ聽聞トシ當該保險

会社トアルハ之ヲ當該利害關係人

及当該聽聞ノ請求ニ係ル共同行為

ヲ為シタル損害保險會社又

ハ此等ノ者ノ代理人トス

第十二條ノ五 主務大臣第十二條ノ

各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規

定ニ該當シ自己ノ利益ヲ不当ニ害

スルモノト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣

ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為

スコトヲ得

前項ノ書面ニハ参考トナルベキ

資料ヲ添附スベシ

主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタ

ルモト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣

ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為

スコトヲ得

前項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ六 損害保險會社ハ第十

二條ノ三各号ノ共同行為ニシテ命

令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ主務

大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス届出タ

ル共同行為ヲ变更シタル場合亦同

シ

第十二條第三項及第四項ノ規定ハ

主務大臣ハ前項ノ命令ヲ制定セシ

第十二條ノ七 第十二條ノ四第五項

トスルトキハ予メ公正取引委員会

協議スルモノトス

第三項ニ於テ當該聽聞ノ請求ニ付理

由アリト認ムルトキハ當該聽聞ノ

請求ニ係ル共同行為ノ全部又ハ一

部ノ取消又ハ変更ヲ命ズルコトヲ

取引委員会ノ認定ヲ拘束シ又ハ當

第三項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

但シ第十二條第三項中第一項ノ規

定ニヨル処分トアルハ之ヲ第十二

條ノ四第三項ノ聽聞トシ當該保險

会社トアルハ之ヲ當該利害關係人

及当該聽聞ノ請求ニ係ル共同行為

ヲ為シタル損害保險會社又

ハ此等ノ者ノ代理人トス

第十二條ノ五 主務大臣第十二條ノ

各号ノ共同行為ガ同條但書ノ規

定ニ該當シ自己ノ利益ヲ不当ニ害

スルモノト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣

ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為

スコトヲ得

前項ノ書面ニハ参考トナルベキ

資料ヲ添附スベシ

主務大臣第一項ノ請求ヲ受ケタ

ルモト認ムルトキハソノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ主務大臣

ニ対シ公開ニヨル聽聞ノ請求ヲ為

スコトヲ得

前項ノ聽聞ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ六 損害保險會社ハ第十

二條ノ三各号ノ共同行為ニシテ命

令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ主務

第十條を次のように改める。
 (保険料率の認可申請)

第十條 料率團体は、保険料率を算出したときは、その保険料率について、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。その認可を受けた保険料率を変更しようとするときも、同様とする。

2 料率團体は、保険料率について前項の認可を受けようとするときは、認可申請書に該保険料率について左に掲げる事項を記載した書類添附して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

一 予定損害率に関する事項
 二 予定事業費率に関する事項
 三 保険料率の計算方法に関する事項

3 前二項の審査請求は、その不服の理由を記載した書面をもつてしなければならない。

4 大蔵大臣は、災害その他特別の事情があるときは、第一項又は第二項の期間を延長することができる。

4 大蔵大臣は、前項の聽聞を行なうときは、当該聽聞の期日の二週間前までにその聽聞を行なうとする理由並びに聽聞の期日及び場所を当該審査の申請者及び當該審査の請求に係る保険料率を算出した料率團体に通知し、且つ、当該聽聞に係る事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を公告しなければならない。

2 料率團体が、保険料率について前項の規定により認可を受けたときは、その料率團体に属する会員について当該保険料率に対する保険業法第十條第一項の認可があつたものとみなす。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をしたときは、これを告示する。

(保険料率の不認可の通知及び再検討の命令)

第十條の五 大蔵大臣は、前條第一項の場合において、当該申請書をもつて、大蔵大臣に申し出なればならない。

6 第三項の聽聞においては、利害関係人に対しても、当該聽聞に係る事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

7 大蔵大臣は、第三項の聽聞に係る事案について必要な調査をするため、利害関係人の申立てにより又は職権で、利害関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、若しくはこれらの者の意見若しくは報告を徵し、又は鑑定人の出頭を命じて鑑定させることができる。

2 会員は、前項の特別保険料率を対し、一定割合の引上げ又は引下げを行つた特別保険料率を使用することができます。

3 第一項の保険の目的の範囲に関し必要な事項は、命令でこれを定めること。

第二項の規定による認可の申請のあつた保険料率について不服がある場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間に内に大蔵大臣にその不服を申し立て、当該保険料率について審査を請求することができ

る。

しなければならない。但し、当該審査請求に係る保険料率を緊急に認可する必要があると認められる場合、当該保険料率を認可することに伴う影響が問題とする程度に至らないと認められる場合その他政令で定める場合においては、公開による聽聞を行わないで、審査することができる。

二 第一項及び第二項の審査請求がなかつた場合において、当該申請書に係る保険料率が第九條に規定する要件に適合すると認めるときは、遲滞なく、これを認可しなければならない。前條第一項及び第三項の審査の結果、当該審査請求に係る料率團体の算出した保険料率が第九條に規定する要件に適合すると認めるときも、同様とする。

三 第十條の四 大蔵大臣は、第十條の規定により認可した保険料率が、その算出の基礎となつた條件の該認可後の変更により

いこととなつたものと認めるときは、当該保険料率を算出した料率團体に対し理由を記載した書面をもつて当該保険料率について変更をなすべきことを命じなければならない。この場合において当該料率團体は、第十條第一項後段の規定により当該保険料率の変更認可申請をしなければならない。

四 第一項の規定により認可した保険料率が、その算出の基礎となつた條件の該認可後の変更により

あると認めるときは、その審査に係る保険料率を算出した料率團体に對し、当該審査の申請に係る保険料率の算出について再検討すべくことを命じなければならない。

(認可した保険料率の変更命令)

(利害関係人の審査請求)

第十條の二 会員は、その所属する

料率團体が前條第二項の規定によ

り認可を申請した保険料率につい

て不服がある場合に、その認可

申請に係る認可申請書を大蔵大臣

が受理した日後二週間に内に大蔵大

臣にその不服を申し立て、当該保

険料率について審査を請求するこ

とができる。

2 会員以外の利害関係人は、前條

3 大蔵大臣は、前條第二項の審査

請求があつたときは、公開による

聴聞を行い、事情を聽取して審査

(保険料率の認可)

4 第十條の六 大蔵大臣は、第十條の

昭和二十七年一月一日以後に退職手当の支払いを受ける場合には、これについて右法律による課税の軽減措置の適用を受け得るよういたしておりました。

なおその他以上申しました点に関連する若干の事項につきまして、規定の整備を行うこといたしております。

次に日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

日本専売公社法におきましては、これまで公社の職員の休職に関する規定が整備されていかつたのであります。が、今回国家公務員の場合と同様に、休職に関する規定を整備することが必要と認められますので、この法律案を提出いたした次第であります。

次にこの法律案による改正の概要を申上げますと、まず休職の期間であります。が、職員が心身の故障のため、長期の休養を要する場合における休職の期間は、従来原則として満一年と規定されていたのであります。これを三年を越えない範囲内で休養を要する程度に応じて、総数が定めるものといたしました。

次に、休職期間中の給與であります。が、第一に、公務上の負傷または疾病による休職の場合におきましては、これまで労働協約に基き給與の支給がなされているのであります。が、今回これを専売公社法のうちに織り込み、その休職の期間中給與の全額を支給することを明らかにいたしました。

第二に結核性疾患による休職の場合及びそれ以外の心身の故障による休職の場合につきましては、結核性疾患の場合には休職の期間が満二年に達する

まで休給、扶養手当及び勤務地手当の支給を行つた。第三に、刑事事件に関し起訴された場合の休職の期間中につきましても、それ百分の六十以内を、支給することができるといたしました。

次に物品税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

現在物品税法におきましては、輸出する物品に対しても物品税を課税しないこととしているのであります。が、現行の米国関税法の規定によりますと、輸入物品に対する関税の課税価格または輸出価格の、いずれか高い方

は、当該物品の輸出国における市場価格または輸出価格の、いずれか高い方がそれがあり、わが国といたしましては、輸出振興上著しく不利な状態に置かれることとなるのであります。よってわが国における市場価格とは、物品税額が含まれないものであることを明らかにするため、必要な範囲内において、損害保険会社相互間の共同行為を認め、私的独占禁止法及び事業者団体法の適用を排除することとするため、必要な範囲内において、損害保険会社相互間の共同行為を認め、私的独占禁止法及び事業者団体法の適用を排除したこととするため、この法律案を提出いたした次第であります。が、物品税は課税物品の消費者が負担する建前のものであることを、規定上明らかにいたすとともに、課税物品の国内取引における

第三次に保険業法の一部を改正する法律

案につきまして、その提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

損害保険会社が巨額の保険契約を行う場合、一社での危険を引受けけることはとうてい不可能であり、危険の平均分散をはかるため、あらかじめ損害保険会社相互間ににおいて共同保険、共

同再保険等の共同行為をしなければ、保険の引受けを円滑に遂行し、保険需要を迅速確実に満たすことはできないのであります。

保険会社の協定は、諸外国においても広く認められているところであります。さら

に現実の問題といたしまして、外貨建積荷保険においては国際競争が甚しく、わが国損害保険会社の事業成績は芳しくなく、その対外信用の低下を來し、海外再保険取引を著しく困難ならしめている実情であります。このような事態の改善をはかることは、以下の急務とされています。

よつて、損害保険の円滑な引受けを確保するため、必要な範囲内において、損害保険会社相互間の共同行為を認め、私的独占禁止法及び事業者団体法の適用を排除することとするため、この法律案を提出いたしたのであります。

次にただいま申しましたように、私的独占禁止法等の適用を排除したことによるための措置を講じておられます。

すなわち第一に、損害保険会社、保険契約者等の利害關係人は、共同行為が不当にその利益を害するものと認めるときは、公開による聽聞の請求をなし得ることとした。また大蔵大臣は、その認可を

臣は必要と認めたときは、共同行為の取消し、変更をなし得ることとしております。

次に重要な共同行為については、損害保険会社が共同行為を共同でその危険を引受けた。第三に、損害保険会社が共同行為を

な場合に、不公正な競争方法を用い、場合等における公正取引委員会の権限に関する規定を設けることとした

第三に、損害保険会社が共同行為をなす場合に、不公平な競争方法を用い、場合等における公正取引委員会の権限に関する規定を設けることとした

第三次に、損害保険会社が共同行為をなす場合に、不公平な競争方法を用い、場合等における公正取引委員会の権限に関する規定を設けることとした

第三次に、損害保険会社が共同行為をなす場合に、不公平な競争方法を用い、場合等における公正取引委員会の権限に関する規定を設けることとした

○夏堀委員長 では次に外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、料率團体を認めた趣旨を達成するに十分ではなく、料率團体の能率的運営を

し得ないものとされております。しかしながらこのようないくつかの規定は、依然として、その適用が排除されることはござります。何とぞすみやかに

の取消しまたは変更の命令をなし得ることとする等、所要の規定を設けてい

ます。

以上が五法律案の提出の理由並びに

内容でございます。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願ひいたします。

料率は、会員たる損害保険会社を拘束せし得ないものとされております。しかし、依然として、その適用が排除されることはござります。何とぞすみやかに

の取消しまたは変更の命令をなし得ることとする等、所要の規定を設けてい

ます。

以上が五法律案の提出の理由並びに

内容でございます。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願ひ

ひいたします。

○奥村委員長 では次に外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、

料率團体を認めた趣旨を達成するに十分ではなく、料率團体の能率的運営を

受けた保険料率を遵守しなければならないものといたしました。

次に会員たる損害保険会社は、保険料率の算出の基礎となる條件に特別の事情がある場合には、大蔵大臣の認可を受け、料率團体の算出した保険料率に対し、一定の割増しまたは割引を

した特別保険料率を使用することがであります。

このほか利害關係人が保険料率に不服がある場合についての救済規定を設けるとともに、大蔵大臣は状況の変化に応じ、料率團体に対しその認可料率を残したものであります。

このほか利害關係人が保険料率に不

満たす場合については、大蔵大臣は状況の変化に応じ、料率團体に対しその認可料率を残したものであります。

このほか利害關係人が保険料率に不

満たす場合については、大蔵大臣は状況の変化に応じ、料率團体に対しその認可料率を残したものであります。

このほか利害關係人が保険料率に不

満たす場合については、大蔵大臣は状況の変化に応じ、料率團体に対しその認可料率を残したものであります。

ますから、右両案につきましては討論を省略いたし、ただちに採決に入ります。
まず外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を願います。

れども、大蔵大臣の御出席を求めて、
この際にひとつごあいさつと申しまして、
ようか、たび／＼こういうことがあつ
ては困りますが、今回限り何とか御
協力を願いしてというような、ごあ
いさつがあつてしかるべきだと存じま
するので、特に御出席を求めた次第で
あります。

いますので、御迷惑をかけますことを重々おわび申し上げます。とにかく国民生活に最も重要な法案ばかりでございますので、何とぞ円滑なる御審議とすみやかな御決議をお願いいたしまして、ございさつといたしたいと思ひます。

かもこの保全經濟会は、月三分の利息を出すと言つておるのでありますが、どういわれゝの常識上考えられたい高利なのであります。そういうとから比較的金額に明るくない階級の人たんす預金が、そのところへ流れでておる。こういうことがあるいは銀行預金に影響し、郵便貯金に影響し、あるいは農業協同組合の預金に影響する事

○池田国務大臣　内藤さんのお話は本当に尋ねたいと思います。ことごともございまして、そういう銀行法その他の法律をくぐりまして、署細な貯蓄をなすつた方に御迷惑をかけるようなどとがあつてはいへませんので、法の範囲内におきましては、厳重に取締りたいと思います。なおお

は原案の通り可決いたしました。
次に農業共済再保險特別会計における家畜再保險金の支払財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案について採決をいたします。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

められるようなことで、まことに申訳
ないと思ひます。実は出席の問題につ
きましても、たゞ一々参りまして、御
審議願います法案を自分で御説明する
のが、当然であると考えておるのであ
りますが、他の委員会との関係で、
出席の数の少いことをまずもつておわ
びいたします。

次に本委員会には、いつもの通り政
府提出の法律案のほとんど半分、ある
いはそれ以上を毎国会で御審議願つて
おるのであります。これは大蔵省が予
算を持つておりまする關係、また税法

二写真販賣会が開催中でそれがございましたが、このお仕事のようなことを申し上げたい。こうしてお仕事のことで御出席になつたのであります。そこで御了承願います。

なおこの際すぐ参議院の方に参らなければならぬのであります。ごく簡単な御質問であります。馬鹿の党の方々にこれを許します。興党的な方々はあとで……。内藤君。

○内藤(友)委員 いつか一度大蔵大臣にお尋ね申し上げたいと思っておつたのであります。が、今期の国会で大蔵大臣がお見えになられましたのは、今初めてであります。それで、「内藤君のいらない」と

うふうなことがありますて、各地でそういう訴えを受けたのであります。申し上げましたのは一つの例でありまするが、このほかにこのごろ月賦で物を売るという組織のものもありますがこれは決して物が動かぬので、ただその名前のもとに金のみが動いておるのであります。これも全国のお調べであるが、銀行局にもあると思うのであります。このいふことですいふのであります。こういう不健全な金融が——これは一面正當な金融が詰まつて来ますと、こういうものが起きて

た現行法で足りない場合におきましては、そういう実態をよく調べまして、適切な方法をとりたいと考えております。

本委員会は毎度のことながら、法案がいつも山積いたしますので、特に会期未になつてからじやん／＼法案が出て参りますので、委員諸君の御協力によつて、円満に委員会は運営しておるのではありますけれども、十分に審議すべき時間も與えないので、その法案を通さなければならぬということは、まことに遺憾千万なことであると存じます。しかし、やはりこれもときと場合で、そうお願ひしなければならぬこともありますので、そういうことがしばしばあつては困るのでありますけれども

て、私といたしましてはこういう事情を考えて、できるだけ法案を早く出すように努力いたしておるのでありまするが、何分にも大蔵省から出します法案は、予算に關係するもの、及び国民生활に最も關係のある重要な法案ばかりでござりますので、關係方面との折衝にも相当時間を要しまして、まことに申請訳ないのであけますが、今日たくさんの法案を一度に出すというはめに陥つたのであります。こういうことのなによいように努力はいたしておりますものの、占領治下、ことに私が微力でござ

が、そのとき各地の財界の人たちと会
いました、「訴えられましたのは、正当な
系統にある金融でない金融がこのごろ
非常に盛んである。私どもは四国へ参
つたのでありまするが、四国では数字を
をもつてそういう方面のことを申し述べ
られたのであります。一応申し上げま
してみますると、保全経済会というのが
四国ではすいぶん活躍しておられるの
であります。その後の委員会におきま
して、銀行局長からお聞きしますと、保
全経済会は、すでに十数億の金を集め
ておるということなのでありますし、

制度ではこれはしたしかたないと思つてはあります。しかし今のお言葉のように、いろいろふうな実態であるか、それを調べて何とか手を打つたいというお話をありますけれども、そういうことをしておられます間に、病膏肓に入るやに配せられますので、なるべくこういくべき問題は、速急にひとつお取上げいたゞきまして、おそらく銀行局にはなましいいろ／＼な事例が、もうおなじりだらうと思うのでありますから、一

急に何か手を打つて、金融そのものを正常な道にお返し願うよう御努力を——これは希望であります、よろしくひとつお願ひ申し上げたいと思う

○東堀委員長 この際、委員長より大

蔵大臣に申入れておきます。先ほど申し上げたように、各委員からいろいろ

大蔵大臣にお伺いしたいことがあるの

らけつこうです。公開の大蔵委員会

けれどもいやしくも云で、委員長が大臣となさるということは、会の面目にかけても許せん。そのことは取消したいと思います。

か、これは通産省の方からお答えをいただきたい。

○矢野説明君 現在新聞紙として新聞社が使用しております新聞用紙の消費量は、大体月に四千万ボンドになつております。そのうち正規の新聞収取紙として、配給統制がありました当時から使つております正規の新聞巻取紙が、大体月に二千八百万ボンドでござ

審議に時間があれば、通常方日付で
いただいてこれらの所信を伺わなければ
なりませんが、時間がありませんので
事務当局に伺います。率直に説明を
聞いておりますと、何か統制でもしな
ければ間に合わないような感じがいた
しまして、妙に考えられるわけです
が、この点いかがですか。

新聞用紙の需要は間に合うのではない
かというふうな見通しを持つております。
○宮幡委員 今回輸入されます予定
数量は六千トンと聞いてるのであります
が、これは数量的に大したもので
ありません。従つて今の御説明を私の
方で好意的に解釈しますと、その程度
が、この二点であります。

でありますけれども、大蔵大臣は御多忙のゆえをもつて、その時間もあり

○夏堀委員長 次に、在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案、関税法等の一部を改正する法律案、及び食

いります。そうしまして残りの千二百万ボンドというものは、正規の新聞券取扱紙ではなく代理紙を使用しております。そういう状態でございましたが、

四月三十日で新聞界の醸糸新制が施行されまして、新聞社の自由競争になつたわけであります。そうして最近朝刊四ページ、夕刊二ページの組合せと

輸入を少しおれば需要調整に追従がいいであろう、かようく受取れるわけでありますので、新聞紙の国内需給の調整問題については、また別の機会に伺

おお、大蔵大臣が過当なときも御心配で、みんち御勉強の方々ばかりですか。あるいは日曜でもさしつかえないと思ひますので、半日でも時間をとりくださいまして、委員諸君の御意見を伺うことは非常によいことだと思ひますので、どうぞひとつそのことをよろしく頼んで申します。

○宮幡委員 どうも委員長は審議促進のためいたいへん御苦心しておられる、ありがとうございます。質問よりまいります。宮幡君。

十月ごろから御承知のように電力が非常に不足して参りましたので、その關係で大体新聞紙として使用しておりまます紙が、月に大体六、七百万ポンドは不足するという推定になつておまります。このうちには十月から来年の三月の切込まで小学校、中学、交番の教科書

いうことで、大きな新聞社の約二十社が、そういう形態で発行するようになりましたために、新聞紙の需要が相当増加して参つた。それに伴いまして新聞の使用量があえました。しかし同時に新聞の購読料の値上げをいたしましたので、それによつて新聞の購読の数

うことにいたしまして、法案に直接関係ある部分をお尋ねいたします。
輸入に必要な量はそれで間に合うと思いますが、それでは現在輸入されようとする六千トンくらいの新聞紙の価格が、国内価格と比べてどんなふうな状況にありますか。これはC.I.F.でも

○池田国務大臣 半日でも一日でも、
お会いを願いたいと申したこと申し上
げておきます。

よりておられますから、質問に対するお答えをいたしません。ごく短かく要点だけを伺いたいのですが、ただいま提案になつております法律案の中で、関税法等の一部を改正する法律案について、これはまったく事務的なお尋ねでありますから、明快にお答えを願つた方が、早く法案が通るであろうと考えるのであります。

書その他印刷用紙の需要が、これは例年のことございますが、非常にふえますので、その方にまわされます紙も推計いたしました結果、現在の状態で使用し得る新聞用紙の量としては、大体毎月六、七百万ボンドの不足をするのではないかという見通しになつております。

量が相当程度減るのではないか、そういう関係で新聞用紙の需給も、大体大きな混乱がなくして行けたじやないかという推定で参りましたのです。が、新聞の発行部数は、最初に予想したほどには現在減っていないようだ状況でございます。その間に多少新聞用紙の不足という面がだん／＼表面化してしまって、ついで、ついで、ついで

FOBでもけつこうであります、どちらでも比べてみていただきたい。

○矢野説明員 新聞用紙の価格につきましては、先ほど私が申し上げました正規の新聞巻取り用紙というのは、これは大きなメーカーがつくつております。従つて生産コストも一番安いのであります。が、大体これが一ポンド当り三十六四ペニーになります。

○内藤(友)委員 議事進行で……。た
だいまの委員長と大臣とのお話を承つてお
りますると、まことにどうもこの大蔵委員会を冒瀆したような気がいた
のであります。それで相ならぬものと
きまして、審議の必要があるならば、大臣でも出席を要求する。大臣の出席
がなければもう審議しないということと
で行かなければいかぬのでありまして、それは速記のないときの内緒話な

まず通産省の方もお見えになつておるので、関税法等の一部改正の中の印刷用紙を来年の三月まで特免しようと、いう考え方であります。その理由はほんのかにうかがい知ることができますけれども、さて万人が納得する一つの資料だけはきわめて行かなければならぬ、かように考えます。新聞紙が不足であると、いうことが提案の理由にもあります。現在国内の雑誌関係はどんなふうになつております。

○宮幡委員 そうすると、電力事情によつて減産の過程にあるため、正常の場合において必要な四千万ポンドの新聞用紙の確保ができない、六百万ポンドないし七百万ポンドの不足だ、こういう御説明のようであります。そういうと、この需給関係からいふと、何か統制でも行わなければならぬような感じがいたします。その占たしますと、この御意見はどんなものでありますか。本来でありますならば、この委員会の

ましては新聞協会その他のを通じまして、なるべく新聞社間の自主的な自重と申しますか、そういう方法でそううきな混乱を來さないよう、新聞用紙の使用法を、非常に注意深くやつてもらいたいというふうに申して参りました。その結果現在では配給統制といふようなことまでやらずとも、来年の半ばごろには新聞用紙の生産工場も工場ばかりふえますので、その間少量

それからそのほかの代替紙というのの中工場がつくつておりますので、コストが相当かかるというので、これは各新聞社がそれ／＼の工場と契約値段をきめておりますから、価格は一様でございませんが、現在のところ大体一ボンド当たり四十円から四十五円くらいすると思います。それからたまたま輸入の話がございます新聞用紙は、CIFで日本に参りまして、一トニー

でござりますが、先般も御説明申し上げたのであります、評価審議会に諮問をいたしました場合に、皆さんの御意見が一応関東州と満州とは別にやつて行くのがいいだろう。いろ／＼な問題はございましたが、結論といたしましてそういう問題でござりますので、できるだけ一般につきまして評価審議会の意見を尊重するのが妥当と認めまして、そのまま法案に書き込んで提出いたしました、かような事情であります。

○塚田委員 それはまあ普通の何でありますれば、どちらがどうなつてもいい問題であります、ただこれをたまたま両方わけてレートをお出しになつたために、しかもその率のおどりになつたために、開きが大きくて來た。それ方が、拠出した金のピーク時といふものをおどりになつたために、非常にものをおどりになつたところが、そういう考え方から行くと、なるほどとの間に、開きが大きくて來た。その考え方といたしましては一応何であります、私たちが心配しますのは、満州におつた人たちと関東州の人たちとの間に、開きが大きくなつておつたし、若干の相違点、区別さるべき点があつたから、別にされたんでありますようが、満州国内におきましても、やはり地域によつては非常にものの上り下りがあるが、大きく違つておつたところがあるだろうと思う。満州国の内部ならば一本でみな救済されて行く、関東州は別になつておつたために救済されないであります、満州の国内において、やっぱり地域的にそういう事情があつたことは、非常に何か関東州の人たちにお氣の毒のような感じがするの

たというようなところは実際にはないか。とか。お調べになつたものはないか。この点いかがですか。

○石田政 府委員 この実態の問題につきましては、先般も申し上げたのでござりますが、終戦時の混乱の際に起つたことでございまして、それから現期の方をお持ち帰りになりましたところの資料に基いて、いろいろ考えたのでござります。まるきり知らないかといふ点につきましては、これは終戦前におきましたでもああいう広いところでもありますので、土地によりましていろいろ事情の異なることは当然であります。終戦後におきましたは、いろいろな事情があつたかと思うのでございまして、行政的にこれが区わけて行くということは、どうでいその頃にたえないというような事情もございますので、一陸満州は一本で行きたい、こういうことでござります。

○塚田委員 そこでこの満州と関東州額等から申しまして、関東州と満州とを比較いたしまるならば、これは圧倒的に満州が多いのでござります。能いまして、関東州を満州に包括いたしまして、両方一体として見ました場合のは、関東州の傾向といふものは、満州のものがそのまま関東州のものに相なるかと思います。

○塚田委員 大分はつきりして参りました

した。そこでついでに、満州のビーグル時
にちょうど当るのだということであり
ますから、満州と関東州を一本にいた
しました場合に、当然予算の上に不足
額が出て来る。この場合の不足額のあ
る程度の見通しがつきますかどうか。
○石田政府委員 大体七千万円をちょ
っと上まわるところ、七千百万円ちよ
つになろうかと思います。
○塚田委員 それから次にお尋ねいた
したいのは、先ほどお尋ねしました下
を切り上げる問題に關連して、實際上
の支払い事務をどういうぐあいにおや
りになる御予定になつておりますか。
これは支払い事務を簡便にしてやつて
いただかないと、小さな金額がますま
す実効を上げられないということにな
るのですが、その辺はどうなるのです
か。
○石田政府委員 この法案がかりに通
りました場合、細則は大蔵省令によつ
てやるとということになつております。
まだその大蔵省令は完成いたしており
ませんので、それをお見せするという
わけには今のところ参りません。そこ
で大体の心づもりを申し上げておきた
いと思います。御承知の通りに、確認請
求に対しまして確認いたします事務
は、外務省がいたしておるわけでござ
います。外務省はどういう確認をした
かというものを、カードとして残して
おるわけでございます。この支払いの
方法は、大体支払いの方は大蔵省にお
いて実施いたしたい、かように考えて
おる次第であります。その場合にお
きましては、まず外務省の方から確認
書の写しを大蔵省の方にちようだいい
たしましてこれを府県別にわけまし
て、そのわけましたリストを大蔵省の

財務部に送ります。財務部におきましては、それをさらに各確認請求をお受けになつた方のところへ、今度は法律代理店からお支払いをすることになつた、ついてはこのお金をとりに来ていただきたいということを、これはその所在地または最も近いところの日本銀行の代理店といふものを見まして、そして最も近くで便利であろうと、いろいろところで、おとり願いたいという御通知を出すことにいたしたい。その通知が届きました場合に、受取られた方はその通知と確認書をお持ち願いまして、そして日本銀行の代理店からお支払いを受けることができます。こういうよろしく手続にいたしました。

○夏垣委員長 その他御質疑はありますか。

○小山委員 關稅法等の改正について一言伺つておきたいのであります。改正法律案を見ますと、第百四條に、「本法ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四國及九州以外ノ本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域」こう書いてあります。本邦の領域中に政令の定むる地域とし、うものがあることになります。これが、提案理由の説明を見ると、それは小笠原及び北緯二十九度以南の南西諸島といふことになります。これまではこの法律だけに、北緯二十九度以南の南西諸島及び小笠原諸島は日本の領域であるということは、どういうことから起つたのでありますか。政府の解釋をお聞きしたい。

○北島説明員 これは私ども事務屋からお答えするのは適当でないかと思ひますが、今まで大臣その他の方からお答えいたしましたのも、平和條約第三

條の地域は信託統治の地域とするということになつております。外務省の解釈もそのようになつておると私は思います。ただこれをはつきり法律の上に出さなかつたのは、どういう理由かと云ふことは思つておきたいと思いますけれども、いわゆる御疑惑があるかと思ひます。これにつきましては、実は私どもいたしましては、法律としては当然書くべきだとは思つておきたいと思いますけれども、われわれの国民感情、さらにまたこれらの地域の方の民族感情を考えますと、明らかに法律上に出しまして、外国とみなすというのはいかがかという感じが、まず第一にいたしたのであります。もちろん法律的には外国とみなすというのは、外国でないものをただ法の適用上一応外国扱いにして、これと内地と往来する船は、外国貿易船として関税法規の適用を受けるという意味を持ちますが、言葉の響きといたしまして、外国とみなすというのはいかがかといいう問題が一つ。それからもう一つは、平和條約第三條の地域は、一応信託統治の予定地域になつておりますが、信託統治にするというアメリカ合衆国の提案が国際連合に出されまして、それが可決されるまでの間におきましては、アメリカ合衆国が立法権、行政権、司法権の全部または一部を使用する権利を有するものとする、こう書いてあります。この條文から見ますと、場合によりましては、行政権もひよつとすると日本にまかせられる可能もなきにしもあらずとも、條文の上からとれまつて、もしかりに行政権がわが国にまかされることになりますと、何もこれを條文に出さなくて、税関がそちらに出かけて行つて仕事をすればいいわけであります。それがき

まりました場合におきまして、明らかに法律の上に書きますと、法律の改正を要すると思ひますので、機宜の措置をとり得ないこともありますかと思ひまして、政令に譲つたわけでございます。

○小山委員 もう一つ確かめておきたことは、「本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域」となつておりますが、そうすると、本邦の領域中で政令で定めない場所も予定されておるわけですか。

○北島説明員 この條文では、「本州、北海道、四国及九州以外ノ本邦ノ領域」と申しますと、付屬島嶼がたくさん入っております。このうちで平和條約第三條の地域だけを外国とみなしまして、関税法規の適用を受けさせようという考え方でございます。

○夏堀委員長 それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時四十九分散会

〔参考〕

外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出に関する報告書）

農業共済再保險特別会計における家畜再保險金の支払財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出に関する報告書）

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十一月二十一日印刷

昭和二十六年十一月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所